

(様式 6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (不利益処分関係)

			資料番号	16	担当課	薬務衛生課
法令名	麻薬及び向精神薬取締法	根拠条項	50 - 41	不利益 処分の 種類	向精神薬取扱責任者の変更命令	
<p>○麻薬及び向精神薬取締法</p> <p style="text-align: right;">(昭和二十八年三月十七日) (法律第十四号)</p> <p>(向精神薬取扱責任者の変更命令)</p> <p>第五十条の四十一 厚生労働大臣は、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者が置く向精神薬取扱責任者について、都道府県知事は、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者が置く向精神薬取扱責任者について、これらの者がこの法律その他薬事に関する法令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反したとき、又はこれらの者が向精神薬取扱責任者として不相当と認めるときは、その向精神薬営業者に対して、その変更を命ずることができる。</p>						